

令和 3 年 5 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和3年5月13日	午後2時
	閉 会	令和3年5月13日	午後3時15分

2 出席委員等

橋本教育長	小畑委員	千委員
-------	------	-----

安岡委員	藤本委員	鈴鹿委員
------	------	------

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

木上 教育次長

山本 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

石澤 総務企画課長

山田 特別支援教育課長

村田 高校教育課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

岡 総務企画課主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

4月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症について

【山本教育監の報告】

○ 前回4月22日の教育委員会において、京都府内の感染状況のほか、学校での対応状況等を説明したところであるが、その後、府内では、4月24日に新規感染者数が174人と過去最多となり、また、4月23日には緊急事態宣言が発令され、4月25日から5月11日までの間、緊急事態措置が決定された。

京都府では、緊急事態宣言を受けて、外出の自粛やイベント等の開催自粛、酒類を提供する飲食店の休業等の措置がされた。

5月7日には、7日間平均での1日当たりの新規感染者数が132.14人となり、また、昨日の感染者数は148人で、昨日までの7日間平均では130.57人となっている。

まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言下での人流面の効果を見れば、3月下旬から4月上旬と比べ、5月7日現在でJR京都駅周辺における推定人口が平日で約20%、休日で約35%減少の状況である。

病床回復においては、前回の緊急事態宣言時で見れば、感染者数が減少した場合であっても、病床回復には時間がかかっている状況である。

緊急事態宣言により、人の流れなど、一定の効果は出始めているものの、医療提供体制は引き続き予断を許さない状況であり、また、全国では緊急事態宣言等の地域が拡大するなど、総合的な判断の下、5月11日までとじていた緊急事態措置を継続することとし、5月31日まで措置期間が延長されることになった。

緊急事態措置の延長において、実施内容で変更のあった代表的なものとしては、イベント等の開催制限が、5月11日までは無観客開催を要請していたが、人数上限等の要件に沿えば開催できることとなり、また、飲食店以外への要請として、商業施設等に休業を要請していたものが、平日の営業時間短縮、土日のみの休業要請に変更している。特に営業時間の短縮では、府独自で19時までの営業時間短縮をお願いしているところである。

次に、教育委員会及び府立学校における対応について説明する。

緊急事態宣言が発令された4月23日、教育長から各府立学校長宛てに、(1)通学時の時差登校や短縮授業の継続、(2)学校教育活動の制限として、引き続き感染リスクの高い教育活動の一時停止、同期間内は研修旅行を実施しないこと、部活動は2時間以内で自校生徒のみ原則校内での実施とし、公式な全国大会・

近畿大会につながる大会を除き、対外試合等への参加を認めないことなどの通知を発出した。

さらには、同日付けで保護者に対しても、京都府の感染拡大状況、この間の教育委員会の対応等を説明の上、今後の教育活動については、児童生徒の心身への影響、府立学校の校内活動での感染は認められていない状況など、総合的な判断により、現時点では学校の一斉休業は行なわず、今後の感染状況を見て、感染リスクの高まりが懸念される場合は、一斉休業も含め、速やかな対応を行うことなどを説明している。

また、5月7日には、緊急事態宣言の期間延長に伴い、4月23日付けの通知に基づき、この間実施してきた対策を緩めることなく、適切な感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する旨の通知を発出した。

なお、府立学校における児童生徒の感染者数は、4月が23人、5月1日から昨日までが15人である。

前回の緊急事態宣言時の1月は、クラスターが発生し、感染者数が92人と多かったが、それ以降はクラスターの発生もなく、1月と比べて少なくなり、感染経路についても、ほとんどが家族からとみられている。

小中学校については、市町からの報告にタイムラグがあるため、概ねの数となるが、昨日現在、4月は57人、5月は36人と報告を受けている。

今後も、感染の拡大状況やクラスターの発生など、感染リスクの高まりが懸念される場合は、一斉休業も含めた速やかな対応を頭に置きながらも、現時点では、引き続き感染防止対策を徹底して学校教育活動に一定の制限をかけつつ、時差登校等も実施しながら、ICTの活用も含め、どのような学習形態が取れるかを検討し、児童生徒の学びを保障するため、可能な限り学校教育活動を継続していきたいと考えている。

なお、市町教育委員会に対しては、府立学校の例を参考に適切に対応していただくようお願いしている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

現在の第4波では、第3波の1月頃と比べ、児童生徒の感染者数が減少しているが、対策を講じた中で何か効果的なものがあったのか。

また、1月にはクラスター等により92人も感染しているが、第4波ではクラスターの発生を抑えたという何か要因があって減少しているということか。

その分析はどうか。

○ 山本教育監

基本的な感染防止対策を改めて徹底したことで減少したと考えている。

また、1月には複数校が集まって部活動を行う中で感染が拡大しており、そのことを教訓に競技毎の具体的な感染防止対策をこの間徹底して指導してきた効果の現れと考えている。

○ 橋本教育長

クラスターが発生するかどうかで感染者数は大きく変わる。

公立学校は何とか抑えている状況であるが、私立学校では複数校でクラスターの発生がみられる。

○ 小畑委員

大きなクラスターが発生すれば休校になるのか。

○ 橋本教育長

クラスターの規模が大きいと学校全体が休校になることはある。今のところ学校全体の休校というのは多くは出ていない状況である。

○ 安岡委員

変異株の感染拡大により、新規感染者の6割が30歳以下と報道されているところもある。今は児童生徒の感染者数が減少していても、今後、感染が拡大するおそれは十分想定されるので、基本的な感染防止対策については、とにかく怠ることがないように繰り返し指導していただきたい。

また、時差登校と短縮授業による対策が講じられているが、1年間を通して、授業への影響はないのか。

○ 山本教育監

約7割の学校が時差登校や短縮授業の対策を実施している。約3割の学校は、公共交通機関を利用しない自転車通学などの事情により同対策を実施していない。

○ 吉村指導部長

昨年度の4月や5月のように学校が完全休業となれば、授業数が足りなくなり、夏期休業を短縮するなどして授業時間を回復したが、現在実施している短縮授業においては、各授業時間の中で工夫しながら必要な授業は行っており、今の状況であれば、昨年度のような夏期休業の短縮までは必要ないと考えている。

○ 藤本委員

教職員については、感染防止のため、私生活も含め、日々しっかりと健康管理に注意していると思うが、教育現場で児童生徒の教育に携わる者として、ワクチン接種を優先的に受けることも議論する必要がある。

教職員が多く感染すれば、学校教育に多大な影響を与えることになる。一部諸外国では教職員のワクチン優先接種を取り入れているようであるが、教育関係者への優先接種等は議論されているのか。

○ 大路管理部長

学校現場において、教育関係者から児童生徒への感染を防止することは非常に大事なことである。

現在、国内において、全体的な状況から教職員への優先接種は取り上げられていない。一方、養護教諭については、学校内で感染の疑いのある児童生徒に対応する可能性が多いため、京都府においては、今春、府立学校の養護教諭に関しては医療従事者等に当たるとしてワクチン優先接種の対象者としていただいた。今後も状況に応じて知事部局と連携していきたい。

イ 令和3年3月府立高等学校卒業者の進路状況について

【村田高校教育課長の報告】

○ まず、令和3年3月末現在の府立高等学校全日制卒業者の大学入試合格状況について報告する。

合格者延べ数は、前年度対比で国公立大学及び私立大学とも増加し、特に私立大学では大幅に増加した。また、卒業者に対する合格者実数の割合も国公立

大学及び私立大学ともに増加している。

具体的には、国公立大学の合格者延べ数は1,300人で、前年より11人の増加となった。また、卒業者数に対する国公立大学合格者実数の割合は12.8%で前年度より0.7ポイント増加している。

私立大学の合格者延べ数は13,873人で、前年より2,285人も大幅な増加となった。また、卒業者数に対する私立大学合格者実数の割合は59.0%で前年度より5.4ポイント増加している。

国公立大学及び私立大学の過去3年間の合格者数の推移、また、平成元年3月から令和3年3月までの国公立大学合格者延べ数の推移については、資料に掲載のとおりである。

続いて、大学別の合格者延べ数については、主な国公立大学では、現役生の東京大学、京都大学の合格者数は前年よりわずかに減少したが、その他の大学では合格者数が増加した。特に神戸大学、京都府立大学の合格者数は前年よりも大きく増加している。

私立大学では、近畿圏の大学は全て合格者数が増加した。

大学別の詳細な合格者延べ数、また、学科・コース等別の合格状況については、資料に掲載のとおりである。

なお、資料には掲載していないが、京都大学の特色入試においては、府立高校からは7名が合格、大阪大学の学校推薦型選抜・総合型選抜についても6名が合格している。

次に、令和3年3月末現在の府立高等学校卒業者の就職に関する調査について報告する。

府立高校生の全日制・定時制合計の求人倍率は3年連続で3倍を超え、一方、就職内定率については前年より0.8ポイント減少して97.8%となったが、平成25年度以降は97%を超え高い水準を維持しており、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用情勢への影響を懸念したが、良好な状況を継続できていると考えている。

卒業者に占める就職希望者の割合は、過去2年と比べて減少している。

内定状況では、内定者1,059人、未内定者24人で、未内定者が前年度より7人増加した。

未内定者については、6月末までは学校紹介が可能であり、高等学校就職支援教員やハローワーク等とも連携を取りながら、内定に向けての指導を継続していく。

続いて、求人数及び求人倍率については、1月末現在で京都府の高卒求人数は4,717人で、前年対比23.3%減少したが、求人倍率は3.02倍で3倍以上の求人倍率を維持できている。

内定状況の詳細については、資料に掲載のとおりである。

本年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢の悪化が懸念されているが、各関係団体と連携を取りながら、内定が実現するよう支援するとともに、高等学校在学中の早い時期から積極的に実践的なキャリア教育を推進することにより、生徒に社会人としての必要な能力を身に付けさせるよう努めていきたい。

○ 鈴鹿委員

私どもの会社でも高校卒業者の就職を受け入れており、本当に真面目な方が多く大変助かっているが、高校卒業者の就職と採用に係わる制度的なものについて気になることが2点ある。

1点目は、高卒の採用については、大卒と違い、高校生が最初に希望した部署以外での採用が基本的にできないと高校側から言われている。例えば、販売職を応募した高校生が製造職で適性があると認めても、販売職で適性がないと認めた場合に不合格となることがある。

また、入社後に他の部署が適していると認めても異動させないでほしいと言われることがある。

こうしたことは高校卒業者の就職に妨げになっているのではないかと企業側として思う。

2点目は、複数の会社を応募する大卒者と違い、高卒者は一つの会社に応募している間は別の会社には応募できないという仕組みがある。

企業側としては、内定辞退がないため、メリットではあるが、生徒側にすれば、希望した会社が不合格となった場合、他の同職種の会社に応募していないことから、就職の幅が狭くなるというデメリットがある。そのため、高校生を不合格とする場合、大変心苦しく感じる。

このようなところが制度的に変われば、高校生の就職も良くなると思う。

○ 村田高校教育課長

1点目は、ルール化された指導内容としてあるかは承知していないが、求人にもどのようなことが示されているか、それが一番大事になってくると思う。

2点目は、過去から検討や議論があった。京都府の場合、通常は10月16日を超えると複数応募ができる。また、各校へのアンケート等によれば、概ね賛成が多く、ある種、この制度で高校生が守られているところもあるが、ご意見のとおり、課題もあると思っている。

○ 鈴鹿委員

大学生は総合職という書き方で募集できるが、高校生の場合は販売や製造等の職種を明記しなければならないが、また、異動もできないのが現状である。

○ 吉村指導部長

推測の部分もあるが、高校生の場合は、色々な職種についての理解ができていないところもあり、例えば、入社後に本人が思っていた職種とは違う職種に就くことを防ぐため、ある程度、そういったことを示していただいているのではないかなと思う。

○ 橋本教育長

高校生又は高卒の就職者を守ることと、可能性を摘んでしまうというところのバランスではないかなと思う。

○ 小畑委員

コロナ禍で痛手を被っている業種もあるが、会社側の求人に対する意欲、採用意欲は決して衰えていないと思う。

基本的には、少子高齢化の加速により、人材不足であるため、会社から見れば、特に高校生は大変重要なマーケットであり、コロナ禍で大変であったとしても、求人倍率はそんなに落ちない。

高校生としては、強気に出ることで非常に良い結果が掴めると思う。

しかし、京都は求人全体の25%が飲食、観光、宿泊といったサービス産業であり、そういった業種はコロナ禍で大変な痛手を被っており、今までのような採用は難しい。

そうした状況から、高校生全体としては求人倍率が高く、ほぼ100%就職できていることは非常に良いことではあるが、サービス産業の25%を希望していた高校生にとっては、製造業などの別の求人意欲の高いところに就職することになり、就職したにもかかわらず、仕事に適合できず、途中で辞めてしまうことがあるかもしれない。

一部では、就職後3年で40%が離職するという数字もあるが、コロナ禍では、それが50%くらいになる可能性もある。

その辺をしっかりとケアしなければ、コロナ禍で新しい氷河期が生まれる可能性があるため、学校も会社もよく注意しなければならない。

高卒就職者については、大卒就職者より就職後における高校側からのケアは少ないと思う。

色々な問題もあると思うが、そうしたケアをコロナ世代にはとりわけしっかり行っていく必要があると思う。

○ 橋本教育長

京都経営者協会の会長としても貴重なご意見ありがとうございます。

○ 千委員

進学希望と就職希望の割合は、最近ではあまり変わっていないのか。

○ 村田高校教育課長

就職希望者の割合は、昨年度及び一昨年度とも、前年度対比で減っている状況である。

○ 千委員

それは少しずつという感じか。

○ 村田高校教育課長

昨年度は減っている状況が少し顕著に見えるが、これまでから少しずつ減っている状況である。

○ 橋本教育長

京都は大学進学率が高く、その環境もあって就職希望の割合は低い。

府立高校の昨年度における就職希望者の割合は10.7%であるが、全国的には、20%ぐらいが平均であると思う。

その中でも、昨年度は一昨年度と比べ、確かに下がっている印象がある。

○ 藤本委員

昨年度の高校生の就職率が一昨年度より少し顕著に下がったのは、求人自体が少なくなったことも影響しているのではないか。

また、昨年度の私立大学合格者が、一昨年度と比べて大きく増えたのは、本来であれば、大学等で高い学費を払うより、就職して社会に出た方が良く思っていた方が、なかなか就きたい仕事がないため、進学へと変わり、進学の中でも国公立大学は難したため、私立大学に進む流れができたのではないかと感じる。

そう考えたとき、入学したのは良いが、学費等の出費も多く、奨学金の問題も深刻な中、アルバイトばかりとなり、就職の場合と同じように、大学とはこんなところかと違和感を持つ学生が増えるのではないかと感じる。

こうしたことに行政が手を打つことに関しては、私立大学となれば、非常に難しいと思うが、府民としては府立大学に頑張ってもらえないかと思う。

府立大学こそ、そういう学生たちのために何か独自のものを作るなど、何か考えていくことが必要ではないかと感じる。

大学入試合格状況の結果発表で終わるのではなく、その後のことが大事であり、ここから次はどうするかということを考えなければならない。

○ 村田高校教育課長

私立大学の合格者が大きく増えたことは、全国的に見ても同じ傾向であり、また、私立大学については、合格者数に加え、受験者実数についても前年度より増えていた。

一方、私立大学の一人当たりの出願数の合計については、府内では5,259件減っており、これも全国的に同じ傾向であり、志願数は減ったにもかかわらず、受験者実数と合格者数は増えたという結果である。

この結果について、更に分析した結果、府内高校生については、今までと比べ、私立大学では近畿圏内の大学への志願が多く、地元志向がかなり強まっている状況がみられた。

この地元志向については、全国的な数字が全て上がっている状況ではないが、全国的にその傾向ではないかと思う。

これまでと比べ、全国から京都の私立大学への志願者が減り、その結果、府内高校生の地元私立大学への合格者が増えたのではないかと考えている。

その他の要因について、一方で大学側に変化があって合格者が増えたのではないかと調べたが、定員数等が格段に増えたり、新設の大学が大きく出たことはなく、また、私立大学のボーダーラインが下がっているのではないかと考えたが、これについては数字が見えてないので分からない。

国公立大学の合格者については、大きな変化は見えていない中で、私立大学に限って、今までになかった状況がみられた。

コロナ禍で経済的に苦しいご家庭もあり、また、先ほどご指摘いただいた学費等の問題もあり、出願数は全体として減っているが、進学志向と地元志向が何かの理由により強まり、地元の私立大学へ目が向き、こうした結果になったと分析している。

○ 吉村指導部長

昨年度、府立高等学校長を務めていたときの感覚では、コロナ禍で外へ出て行くことに非常に高いハードルを感じている生徒が多く、また、報道などでは、大学に入学した者も、一人暮らしの契約を行ったにもかかわらず、オンライン授業となり、そこには住まず、自宅に籠もったままであるという状況も伝わっており、外へ出ることにに対する抵抗が強いという印象を持っている。

また、入試制度が、大学入試センター試験から大学入学共通テストに変わる中で浪人はしたくない、変化を避けたいということで、安全志向が元々強かったが、その影響もかなり出ていると思う。

経済的なことに関しては、学費のことよりも受験の数を減らそうという生徒がいたような感覚を持っている。いつもであれば、同じ大学に幾つも出願できるシステムを活用しているが、そこを絞り込んで受験料を下げるという、そういう動きがみられた。

もう一つは、高校から就職する場合、なかなか明確な進路の方向性が決めら

れない生徒も多いため、大学へ行けるのなら行っておこうという風潮も強く、何を求めて大学へ行くのか、そのあたりの指導も必要と感じている。

○ 橋本教育長

京都府立大学の話が出たが、府立大学は京都府の大学であるため、府民向けには学費が安くなっている。

○ 安岡委員

合格者数が増えることは良いことであるが、不合格となり浪人しても、不屈の精神で自分になりたいものを目指し、同じ大学に再チャレンジして合格するということも大事である。

例えば、府立高校卒業生のそういうデータを取り、他県より優れておれば、京都の教育のセールスポイントにもなる。

府立高校卒業生が浪人後に受験し、そこで何を目標しているかというところのデータはあるのか。

○ 村田高校教育課長

各学校では可能な範囲で入手しているが、当方ではそこまでの集計は行っていない。

ウ 府立学校の学校運営協議会委員について

【村田高校教育課長の報告】

○ 今年度の府立学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について報告する。

学校運営協議会を設置する府立学校数については、昨年度までは、高等学校1校、特別支援学校3校、同分校1校であったが、今年度は、高等学校50校中44校、同分校8校中6校、特別支援学校11校中11校、同分校3校中3校で設置することで進めている。

学校運営協議会については、学校運営に関わり、一定の制限の中で校長や教育委員会に意見を述べる権限が与えられているという点で、学校評議員制度やPTAの組織とは異なっている。

校長が作成する学校運営の基本方針を承認するプロセスを通して、保護者や地域住民の皆さんが当事者として学校運営に参画できる仕組みとなっている。

次に、委員の委嘱又は任命の傾向については、その役職等では、PTA会長等の保護者、地元小中学校の校長、地元企業関係者、社会福祉施設等の関係者、自治会関係者等の割合が高く、現状では、学校評議員制度からの移行という形で進めていく方針で、基本的には同委員としてお世話になった方々等で考えている。

京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に定める同協議会の組織については、資料に掲載のとおりである。

【質疑応答】

○ 小畑委員

保護者、地域社会などの当該学校に関わるそれぞれ代表者が学校運営に参画する協議会と解するが、その構成において、保護者の割合が他と比べ圧倒的に高いのは、例えば、保護者から3人、自治会等の地域住民から1人、地元小中学校等の関係機関からは1人というような割合で委員が選考されるのか。

○ 村田高校教育課長

概ね、結果として、そのようになっており、P T A等でお世話になっている方々に入っていただくケースが多い。

○ 小畑委員

意見が偏らないように、地域住民、生徒等の保護者、福祉施設・地元小中学校・警察等の関係機関の職員等から均等に委員が選考されるというルールにはなっていないのか。

多数決で決めることはないと思うが、例えば、保護者等が多ければ、その声が大きい方に意見が偏ることも想定されるため、各分野からバランスが取れた人選を行った方が、公平、公正、透明に協議会が運営される感じがする。

協議会の実態までは分からないが、委員の傾向の数字のみを見れば、そのように感じる。

○ 村田高校教育課長

ご指摘のとおり、バランスは必要で大切なことと思っている。

委員の委嘱については、教育委員会で行うが、現在はその前の段階で、校長からの推薦で意見を聞いているところで、当方としては校長の考えを見た上で、そのあたりのバランスを取る役割を果たさなければならないと承知している。

○ 橋本教育長

保護者の分類の中には、現在の生徒の保護者に限らず、元保護者も入っており、地域の名士的な方や色々な職種の方もおられ、いろんな色を持った保護者、元保護者が少なからず入っていると思う。

○ 吉村指導部長

全体をまとめた表で数字だけを見れば、保護者の割合が高く見えるが、一つの学校にしてみれば、元P T A会長などは学校の教育活動を非常によく理解していただいております、また、入っていただきやすいということで多くの学校が元P T Aの方々を推薦するため、こういう値になっているのではないかと。一校で保護者を何人も推薦することはないと思う。

○ 小畑委員

承知した。いずれにしても、一つひとつの学校での委員の構成は、ある種のバランスが必要であると思う。

エ 令和3年度教育委員会重点目標について【非公開】

(4) 議決事項

ア 第19号議案 令和3年度京都府公立学校教職員表彰及び京都府教育委員会事務局職員表彰の被表彰者について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府委員会会議規則第15条第1項第1号)

報告事項エ、議決事項アについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

